



## NATRUE認証: ナチュラルおよびオーガニック化粧品の条件

3.8-01.06.2019

改訂以前(バージョン 3.7)と比べ変更された箇所は黄色でハイライトされています。

### 1. 序文

本文書は、NATRUE認証を受ける化粧品が遵守しなければならない基準を示しています。

消費者および製造者向けの、NATRUEの認証基準(認証基準、配合を許可された原料の一覧、NATRUE認証を取得した製品および化粧品原料、よくある質問と答え等)に関する詳細は、NATRUEホームページをご参照ください。 [WWW.natrue.org](http://WWW.natrue.org)

#### 1.1 背景

近年、食料品だけではなく他の分野においても消費者の間で“ナチュラルさ”の重要性が強調されつつあります。この消費者の嗜好の変化は、化粧品の購入の際に製品の“ナチュラルさ”を求める声にも反映されています。そしてこの傾向は今後さらに強くなって行くであろうと思われま

す。しかし食料品における“ナチュラルさ”と化粧品における“ナチュラルさ”は直接比較しうるものではありません。食品の“ナチュラルさ”においては産地や栽培方法、生産過程をさかのぼってチェックできるか否か、といったことが重要視され、これらは“ナチュラル”あるいは“オーガニック”の認証マークに反映されています。これに対してナチュラル化粧品は通常、加工された自然原料が複雑に配合されたもので食料品とは違った評価の基準が設けられなければなりません。

化粧品の分野においては、以前から国内レベルあるいは国際レベルで、数々の自然化粧品の定義およびその認証マークが存在しています。なぜまた新しい自然化粧品の定義が必要なのでしょう。自然化粧品の製造に際してもっとも重要な課題は、適切な原料を選択することに加えて、効能があり、安全で、好感度の高い、価値の高い製品を作ることです。しかしすべての自然化粧品が純粋にナチュラルな原料のみで作ることが出来るとは限りません。衣服に関しても同様に、食料品とは事情が異なり、純粋で自然物質をそのままの形では使うことが出来ない事は、布地を成す繊維を見れば明らかでしょう。

つまり、どの自然原料が加工されないまま配合されるべきか、そしてどんな(物理)化学的処理をどの範囲まで許可するかを明確に定め、また、それによって生成されるいわゆる“準自然”物質をどのように判定されるか、といった問題は化粧品の分野にもあてはまります。特定の場合このような妥協は必要ですが、必要最小限に抑えられていなければならない、消費者にとってわかりやすい形で的確に情報公開されていなければならない。そして“自然化粧品”の定義において、見かけだけの恣意的な例外が多数生じてはなりません。以下に続くNATRUEの認証基準はヨーロッパに現存する自然化粧品の定義のさらに上回る一貫性と公開度を旨として草案されています。認証を受けることが出来るのは配合が許可されている自然原料、明確に定められた自然同一原料及び準自然原料のみで作られ、以下に定めている条件を満たす真の意味での自然化粧品だけです。

#### 1.2 法規(EUと国際基準)

##### 1.2.1 化粧品: EU化粧品規則(EC) No 1223/2009

自然化粧品に限らず、すべての化粧品が該当国の定める規定に従っていなければならない。EU圏においてはEUの定める[化粧品に関する規制 \[\(EC\) 1223/2009\]](http://WWW.natrue.org)の、とりわけ製品の組成、安全



性、有効性、表示についての基本的条件を満たしていなければなりません。また、動物実験は基本的に NATRUE の価値観や倫理観に反していることから、NATRUE は最終製品に対する動物実験を、EC 1223/2009 で規制されるように EU 以外の第三国にまで拡大して禁止しました。

#### 1.2.2 オーガニック生産とオーガニック製品の表示

オーガニック認定の自然物質(2.1項)と準自然物質(2.3項)は、[IFOAM FAMILY 基準](http://www.ifoam.org/pt/ifoam-family-standards) (http://www.ifoam.org/pt/ifoam-family-standards)を満たすオーガニック基準または規制、もしくは IFOAM FAMILY 基準に基づいて、正式に認定された認証機関または当局が承認した管理されたオーガニック農法および/または野生採取により入手したものでなければなりません。

#### 1.2.3 遺伝子組み換え体(GMOs)の使用禁止

遺伝子組み換えについては、最終製品、元となる原料、酵素、微生物においてEUのオーガニック農法に関する規制に準じます。[\[EU規制\(EC\) No 834/2007\]](#)。尚、この条件はEU規制(EC) No 834/2007に該当しない物質(例:オーガニック農法によらない原料、非食料・非飼料)においても課されます。参考までに、非遺伝子組み換え遵守に関する定型書式の例として[こちら](#)をご確認ください。

酵素の起源の特例:

正当な理由があるとき、すなわち代替物質の利用が現時点で技術的に不可避である、および/またはサステナビリティ(持続可能性)を向上させるために、指定される封じ込めレベルや予防措置に基づいて要求されるあらゆる生産後処理を含め、組み換え宿主が、規制された使用条件の下で栽培されたに違いない場合は、遺伝子組み換え微生物(遺伝子組み換え酵素)から分離された酵素を物質の製造又は加工に使用することができる。[\(指令2009/41/EC 参照\)](#)

#### 1.2.4 芳香植物の自然原料:ISO 基準 9235

自然化粧品には [ISO 基準 9235](#) に該当する自然香料(精油を含む)の配合が認められます。これには精油から分離された物質や、これらを混合したものも含まれます。合成の自然同一香料や自然香料の合成誘導体は自然化粧品に配合されてはなりません。自然香料はここに記されているその他の NATRUE 認証条件も満たしていなければなりません(本基準書 2.1 項)。ISO9235 証明書は[こちら](#)を、NATRUE 香料ガイドラインは[こちら](#)をご参照ください。

#### 1.2.5 洗剤:EU 規制 (EC) No 648/2004

配合する洗剤性界面活性剤物質については[\[EU 規制 \(EC\) No 648/2004\]](#)で定められているように完全な生分解性を備えていなければなりません。

ここに記されている条件についての法的指示は基本的に現在有効な EU の基準に基づいています。製品が EU 以外の国で流通される場合はその該当国の基準が考慮されねばなりません。

### 1.3 NATRUE 原則

原料書類ファイル([RMDF](#))は、原料のカテゴリー分類を容易にするのに推奨される。ファイルを完成させるために、RMDF の説明書を[こちら](#)から参照してください。香料原料の RMDF は[こちら](#)から参照してください。

#### 1.3.1 サステナビリティ(持続可能性)



持続可能な開発の局面は生物多様性の尊重の下、バリューチェーン全体で考慮する必要があります（メーカーの持続可能性報告書や、環境影響評価の提出）。[原料ドキュメントファイル\(RMDF\)](#)に示されているとおり、元となる原料が絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関するワシントン条約([CITES](#)) ([別紙 I](#))の規制対象である動植物に由来する場合、自然物質(2.1 項)には天然自然保護当局の認証が必要となります。

### 1.3.2 製造の要件

NATRUE 認証を受けようとしている自然化粧品に対する具体的要件は以下の通りです。

- 製品中の自然同一原料、および準自然原料の情報公開
- 製品の製造工程および自然原料、自然同一原料、準自然原料の製造方法の情報
- 製品中の自然原料、およびオーガニック成分の最小必要配合量、そして準自然原料の配合上限が、該当する「自然化粧品」「オーガニック成分を含む自然化粧品」、「オーガニック化粧品」のいずれかの基準を満たしていること。
- 包装や容器の素材についての規制。

### 1.3.3 NATRUE ラベル使用の要件

自然及びオーガニック化粧品の NATRUE 基準を満たす製品の認証は、NATRUE の会員でなくても、あるいは他の組織の会員であっても受けることができます。但し、NATRUE の認証マークを得るには、特定のブランドの製品、(または、既に立ち上げられている自然及びオーガニック化粧品の品目に分類するために、明確に展開されているサブブランド)の内少なくとも75%が NATRUE 認定を受けている必要があります。最終製品の NATRUE ラベル使用同意書の第 2 章をご参照ください。

もし、企業が、他の自然及びオーガニック化粧品の基準に認定されている製品を製造している場合、NATRUE 認定を取得するために要求される75%計算の出発点は、他の自然及びオーガニック化粧品基準の認定を受けた製品も考慮に入れますが、NATRUE ラベルへのスムーズな切り替えに備えるために、認定の最初の2年の期間だけになります。その2年間の後、75%の出発点は NATRUE ラベルだけの認定製品だけに保証されなければなりません。重複ラベルは上記の条件を満たす期間において認められます。他の認証自然及びオーガニック化粧品基準とは、その基準に準じて公認の管理団体によって検査が実施されているものとします。これらの条件は、化粧品原料には適応されません。

さらなる詳細については、原材料の NATRUE ラベル使用同意書をご参照ください。

## 2. [許可された原料と製法の定義](#)

多くの化粧品において主成分となる原料である水を除き、“自然化粧品”といわれる化粧品には、化学的処理が行われていないナチュラルな原料( *自然原料*、たとえば油脂や水とアルコールで抽出された植物エキスなど)が主になります。これらの化学的処理が行われていないナチュラルな原料はできる限りオーガニックであることが望ましいです。物質の分類に関する NATRUE ガイドは [こちら](#) から参照ください。

### 2.1 自然物質

自然化粧品とは2.2項及び2.3項で述べられているような **自然物質**のみで製造された化粧品を指します。



**自然物質**とは植物界、無機ミネラル界、動物界(脊椎動物の死体から得られたものは除く)起源の物質、およびこれらの混合物質および『反応物質』のことです。生産、精製については物理的方法(抽出を含む)のみが容認されています。この際1aに記されている抽出溶媒および精製剤、および1bに記されているpH調整剤を使用するという条件がつきます。

さらに酵素あるいは微生物による反応では、もっぱら自然界に存在する微生物や自然界で得られた酵素であれば許可され、そして最終産物は自然界に存在するものと同一とみなされます。

植物および動物由来の原料および最終製品のイオン化をもたらす放射線処置は認められません。自然物質による脱色は認められますが塩素(次亜塩素酸ナトリウム)の使用は不可です。

ISO基準9235に関連する自然香料(例えばエッセンシャルオイル)の規制詳細は本基準書1.2.3を参照してください。

### 2.1.1 水

自然化粧品に使用される水の由来は任意です。しかし最終製品で自然物質として計算される水分は、植物から直接得られるもの(植物の汁液)だけです(3項参照)。

水を含む自然物質は次のような重量比が考慮されます: (\*)

- 1)植物の汁液: 100%自然物質
- 2)濃縮された植物の汁液: 濃縮された液のみ100%自然物質とみなされますが、希釈のために加えられた水は自然物質の対象とはなりません。
- 3)水で抽出されたエキス: 実際に使用された植物の重量のみが対象となります。
- 4)水とアルコールの混合液によって抽出されたエキス: 実際に使用された植物とアルコール(自然原料であれば)の重量が対象となります。

\* 植物エキスや水溶液、フローラルウォーターの計算の実例は付録6に記されています。

### 2.2 自然同一原料

**自然同一原料**の配合は自然界に存在する同物質が、妥当な技術的な方法なしに得ることができない場合に限って許可されます。

これらの自然同一原料はポジティブリストに収録されています:

付録2に記載されている**自然同一原料の無機色素とミネラル**も自然化粧品に使用できます。

自然化粧品の防腐剤(2.4項)に関しては、付録4aに記載されている**自然同一の防腐剤**を使用できません(規制(EC)No 1223/2009 Annex VIに準拠)。これらの物質を使用した場合、製品パッケージに「防腐剤...を使用」と明記しなければなりません。

付録2及び4aのポジティブリストは定期的に更新されます。

### 2.3 準自然原料



準自然原料とは、自然界において特定の機能を果たす自然原料がない場合に用いることが認められる原料です。準自然原料は必ず自然物質を加工して得られるものに限られ、準自然原料の元となる自然物質はオーガニック農法に従って栽培されたものが望ましいです。

また加工法は生理学的なプロセスのみ(油脂の消化で生成される部分グリセライドなど)が認められます。また加工段階は最小限にとどめられていなければなりません。

準自然物質については、2.1 項に定義された自然由来の原料(油脂、オイル、ワックス、レシチン、単糖類、オリゴ糖、多糖類、たんぱく質、リポたんぱく質等)を化学的処方や生物工学的製法によって得られたもののみ、使用が認められています。

この場合、以下の化学反応のみが許可されています

- アシル化
- アミド化
- (水を分離する)凝縮
- 脱水素
- 二量化
- エステル化
- グリコシル化
- 水素添加
- 水素化分解
- 加水分解(鹼化を含む)
- 中和
- 酸化(酸素、オゾン、過酸化物による)
- リン酸化
- 熱分解
- 硫酸化
- エステル交換

NATRUE の認証基準に明確に定義されていない補助材料や触媒(酵素や微生物等を含む)は、(a) エネルギー効率を向上させるため、サステナビリティ(持続性)の向上の一環として、または、(b) 代替品を用いることが現時点で技術的に不可避である、場合のみ使用が認められます。

以下すべての場合において:

- ・非酵素的/非微生物的な反応に使用される触媒
- ・自然界に存在するものと同じとはみなされない最終産物を生成する酵素的/微生物的反応
- ・遺伝子組み換え微生物から単離された酵素を使うことで起こる反応

それらの物質は準自然物質として分類される

第 1.2.3 章によって、正当な場合の遺伝子組み換え酵素の生産以外に、遺伝子組み換え微生物(GMMs)の使用は、禁止とする。

いずれの場合にも、補助材料や触媒は、使用后完全に除去されるか、最終製品において、少なくとも技術に関してやむを得なく、技術的に影響を及ぼさないような微量残留が認められます。



洗浄目的で使用されることを意図した界面活性剤といった準自然原料の環境への親和性は、自然の循環にいかなる問題も及ぼさないで分解されることが保証されるよう単独で評価されなければなりませんし、生物的分解性について、特定の厳正な条件をみたさなければなりません。(1.2.4項; [EU 規制(EC) No 648/2004])

準自然原料とは、(一方で 2.2 項にも明記) 自然由来であっても、最先端の技術を使う事で自然原料から適切な量を満たすことができないような、追加的物資もまた含まれています。

上記の条件を満たして容認された準自然物質のリスト( )は付録3に記載されています。このリストは定期的に更新されます。

## 2.4 防腐剤

自然化粧品の防腐剤に関しては、付録4aに記載されている自然同一の防腐剤及び付録4bに記載されている自然由来の防腐剤を使用できます(規制(EC) No 1223/2009 Annex VIに準拠)。

付録4a及び4bのポジティブリストは定期的に更新されます。

自然同一の防腐剤を使用した場合、製品パッケージに「保存料...使用」と明記しなければなりません(2.2項)。

規制(EC) No 1223/2009 Annex Vで認められている自然由来物質については、2.3項の要件に準じる必要があります。

## 2.5 製造、加工、充填工程

製造、加工、充填の作業において、あるいは容器などによって、自然化粧品として不適切な物質が製品の中に混入しないように細心の注意を払う必要があります。

## 3. 自然原料とオーガニック自然原料における最少必要含有量と準自然原料の配合上限量の条件

各認証レベルと製品カテゴリに対応する自然物質、準自然物質の条件については表1を参照してください。

### 3.1 自然化粧品

自然原料の最少必要含有量と準自然原料の配合上限量(最終製品の総重量に対する比)についての条件は製品のカテゴリ別(表1参照)に定められています(付録5はここでは当てはまりません)。

### 3.2 オーガニックな原料を含む自然化粧品

3.1 項で記された条件に加えて、以下の条件をみたしている必要があります。

#### 更なる条件

**3.2.1** 製品中に含まれる動植物界由来の自然物質(#)、および準自然物質を生成するために用いられた自然物質(当てはまる場合のみ: B2.2. 参照)の 70%以上が **IFOAM FAMILY 基準**(<http://www.ifoam.org/pt/ifoam-family-standards>)を満たすオーガニック基準または規制、もしくは IFOAM FAMILY 基準自体に基づいて、正式に認定された認証機関または当局が承認した管理されたオーガニック農法および/または野生採取により入手したものでなければなりません。



3.2.2 製品に配合されている準自然物質がオーガニック農法に基づいて栽培された自然物質に由来するのであれば、付録5に記されている様にオーガニック成分の割合が加算されます。今後このようなオーガニック由来の準自然物質の市場の増加に伴って、このリストは常に更新されます。

### 3.3 オーガニック化粧品

3.2 項で記された条件に加えて、以下の条件をみたしている必要があります。

#### 更なる条件

3.3.1 製品中に含まれる動植物界由来の自然物質(#)、準自然物質を生成するために用いられた自然物質(当てはまる場合: 3.3.2 項参照)の95%以上が [IFOAM FAMILY 基準](http://www.ifoam.org/pt/ifoam-family-standards) (http://www.ifoam.org/pt/ifoam-family-standards)を満たすオーガニック基準または規制、もしくはIFOAM FAMILY 基準自体に基づいて、正式に認定された認証機関または当局が承認した管理されたオーガニック農法および/または野生採取により入手したものでなければなりません。

3.3.2 製品に配合されている準自然物質がオーガニック農法に基づいて栽培された自然物質に由来するのであれば、付録5に記されている様にオーガニック成分の割合が加算されます。今後このようなオーガニック由来の準自然物質の市場の増加に伴って、このリストは常に更新されます。

### 4. キャリー物質の条件(ウェットティッシュやパッド等)

化粧品を肌の表面に塗るため、又は化粧品をふき取る為に用いられる製品(たとえばティッシュやパッド)のすべてのキャリー物質は、自然原料および、準自然原料の条件を満たしている再生可能な原料から作られなければなりません。

### 5. 包装および容器の条件

1. 包装は原則として最小限に抑えられるべきです。
2. 製品はできるだけ多数回にわたって使用できるように工夫します(サンプル品を除く)。
3. 容器はできるだけリサイクルが可能な物質を使用し(ガラス、アルミニウム、紙/段ボール、および/またはPET [テレフタル酸ポリエチレン]、PP [ポリプロピレン] などのリサイクル可能なプラスチック)、さらに再生可能な原料が使われていることが望ましいです。
4. ハロゲン化合物のプラスチック容器は使用してはなりません(ポリ塩化ビニル、塩素化プラスチックなど)
5. 空気、窒素、酸素、二酸化炭素およびアルゴンを含む加圧ガスパック(但しVOCを含んでいないもの)を含む製品のみが自然化粧品、及びオーガニック化粧品としてNATRUE認証を受けることができます。但し、これらのガスの量を、製品中の原料の量として計算に考慮することは出来ません。

### 6. 付録

以下の付録は、EXCEL形式でインターネットの ["Annexes Version 3.8"](#) からダウンロードできます。

付録 1a: 自然原料として認められるエキスの作成に用いることが許されている溶媒

付録 1b: 自然化粧品に使用が認められるイオン交換および pH 測定に認められる物質

付録 2: 自然化粧品に配合が認められる自然同一原料の無機色素とミネラル一覧

付録 3: 自然化粧品に配合が認められる準自然原料(INCI 名アルファベット順で記載)



付録 4a: 自然化粧品の製造に認められている自然同一の防腐剤

付録 4b: 自然化粧品の製造に認められている自然由来の防腐剤

付録 5: IFORM FAMILY 基準もしくは IFOAM FAMILY 基準自体に基づいて、正式に認定された認証機関または当局が承認した自然原料を用いて製造された準自然物質のオーガニック成分の算出法

付録 6: 植物性エキスや植物性水溶液における自然およびオーガニックな部分の計算の実例



### 付録 1a: 自然原料として認められるエキスの作成に用いることが許されている溶媒

- 炭酸ガス(超臨界 CO<sub>2</sub>)
- 植物由来のエタノール(アルコール)
- 植物由来の油脂およびオイル
- 植物由来の油脂およびオイルから得られたグリセリン
- Natural deep eutectic solvent (NDES)\*
- 水

\*NDES のすべての構成物が「自然」または「準自然」物質の条件を満たし提供されること。

以下の原料を得る際に、技術上どうしても必要な溶媒および溶液は、これらの原料を得る目的のためだけに使用が認められます。なおこれらの溶媒および溶液は生成された物質から完全にあるいはできるかぎり除去されねばならず、生成物質において影響をあたえないような微量でなければなりません。なお芳香族系および有機ハロゲン系の溶媒および溶液の使用は認められません。

- アロイリチン酸
- バイオテクノロジー(生技術的)に製造された原料
- コンクリート(関連するアプソリュートやワックスを含む)
- フィチン酸
- 芽、種子、果実、海草由来の原料
- シルク
- タンニン酸
- 植物のケン化されない部分(およびその加工物)例:カロチノイド、キサントフィル、トコフェロール
- ウルソール酸
- 羊毛ロウ

### 付録 1b: イオン交換および pH 測定に認められる物質

pH の測定およびイオン交換においてはナチュラルあるいは準ナチュラルな酸やアルカリの他、他の方法がない場合に限って無機の酸やアルカリ(水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、塩酸などが好ましい)の使用が認められます。



付録 2: 自然化粧品に配合が認められる自然同一原料の無機色素とミネラル一覧

INCI 名 [EU]	化学名/表示名称	自然における存在例
Alumina	酸化アルミニウム	鋼玉、粘土
Aluminum Hydroxide	水酸化アルミニウム	ボーキサイト: ギブス石、ジブサイト(ミネラル)
Calcium Aluminum Borosilicate	カルシウム・アルミニウム・ボロシリケート	トルマリン
Calcium Chloride	塩化カルシウム	アンタルクタイト、シンジャライト
Calcium Fluoride	フッ化カルシウム	蛍石、ハロゲン化合物ミネラル中に非常によくみられる
Calcium Sodium Borosilicate	ホウケイ酸(Ca/Na)	シリカ(石英、砂)
CI 77000(Aluminum)	アルミニウム	地殻中で最も多い金属。金属そのものとして産出する。
CI 77007	ウルトラマリン	ラピスラズリの構成要素
CI 77120	硫酸バリウム	重晶石
CI 77220	炭酸カルシウム	堆積岩、方解石、アラゴナイト、ファーター石。大理石、チョーク、苦灰岩の主成分
CI 77163	オキシ塩化ビスマス	塩化蒼鉛鉱(ミネラル)
CI 77268:1	カーボンブラック	植物カーボンブラック (carbo vegetabilis). 黒炭素
CI 77288	酸化クロム	エスコライト(ミネラル)
CI 77289	酸化クロム水和物	ガイアナ(ミネラル)
CI 77400	銅	主に元素として自然に産出する
CI 77480	金	主に元素として自然に産出する
CI 77489; CI 77491; CI 77492; CI 77499	酸化鉄(酸化鉄(III)、酸化鉄(II))	赤酸化鉄、黄色酸化鉄、黒酸化鉄、マグネタイト、ヘマタイト
CI 77510	プルシャンブルー(紺青)	カーフェハイドロキヤナイト(ミネラル)
CI 77742	アンモニウムマンガン(3+)ピロリン酸塩(マンガニースバイオレット)	ニアー石(ミネラル)
CI 77820	銀	自然界に主に元素として産出。銀鉱石はしばしば鉛、銅、錫鉱石を付随し硫化物、硫酸物、酸化物として存在する。
CI 77891	酸化チタン	ルチル、アナタス、板チタン石(ミネラル)
CI 77947	酸化亜鉛	ジンカイト(ミネラル)
Copper Sulfate	硫酸銅	風化物、硫化銅鉱、カルカンサイト、ブース石
Hydrated Silica; Silica;	シリカ/シリカ水和物	珪砂
Magnesium Aluminum Silicate	ケイ酸(Al/Mg)	クレイ、アルジツラ(カオリン)
Magnesium Carbonate Hydroxide	塩基性炭酸マグネシウム	ヒドロマグネサイト、マグネサイト(ミネラル)
Magnesium Hydroxide	水酸化マグネシウム	水滑石(ブルース石)
Magnesium Silicate	ケイ酸マグネシウム	滑石、セピオライト、蛇紋岩系のミネラル
Magnesium Sulfate	硫酸マグネシウム	キーゼリット(硫酸苦土石)
Manganese Dioxide	二酸化マンガン	パイロルーサイト(ミネラル)



Manganese Sulfate	硫酸マンガン	上国石
Mica	マイカ	雲母(ミネラル)
Potassium Alum	硫酸カリウムアルミニウム	カリ石;明礬石(ミネラル)
Potassium Carbonate	炭酸カリウム	カリの主成分、精製した真珠灰または酒石の塩
Potassium Chloride	塩化カリウム	シルビン、カーナル石、カイナイト
Potassium Silicate	ケイ酸、カリウム塩	天然水に自然産出・存在する
Silver Chloride;	塩化銀	角銀鉱として自然に産出する
Silver Oxide	酸化銀	自然界に銀元素の酸化物として自然に産出する
Silver Sulfate	硫酸銀	自然界に銀鉱石元素の無機物として自然に産出する
Sodium Bicarbonate	炭酸水素ナトリウム	ソーダ石、ミネラル ナーコライト
Sodium Borate	ホウ砂	ボラックス
Sodium Carbonate	炭酸ナトリウム	ソーダ(炭酸ナトリウムの豊富な水源から様々な結晶型を形成する非海洋蒸発残留岩)、塩湖、トロナ鉱石、ナーコ石
Sodium Fluoride	フッ化ナトリウム	ヴィヨーム石(ミネラル)
Sodium Polyphosphate	ポリリン酸Na	Volutin:スピリルム属 volutans の細胞質にみられる顆粒
Sodium Potassium Aluminum Silicate	ケイ酸(Na/K/Al)	霞石
Sodium Sesquicarbonate	セスキ炭酸ナトリウム	トロナ(ミネラル)
Sodium Silicate	ケイ酸、ナトリウム塩(ケイ酸Na)	水和ケイ酸ナトリウム鉱物から自然に産出(マガディアイト、ケニヤアイト、およびゼオライト)
Sodium Sulfate	硫酸ナトリウム	グラウバー塩-テナルド石(ミネラル)
Sulfur	硫黄	主に元素として自然界に自然発生
Synthetic Fluorophlogopite	合成金雲母	金雲母、雲母;フッ素金雲母
Tin Oxide	二酸化スズ(CI 77861/酸化スズ)	錫石(ミネラル)
Zinc Carbonate	炭酸亜鉛	スミソナイト(ミネラル)
Zinc Carbonate Hydroxide	六水酸化ジカーボネート五亜鉛	水亜鉛土(ミネラル)
Zinc sulfate	硫酸亜鉛	ゴスラライト(ミネラル)

これらの色素の表面処理(コーティング)はA1, A2およびA3に従った自然、自然同一及び準自然物質でもって行われた場合、認められます。



**付録 3: 自然化粧品に配合が認められる準自然原料(INCI 名アルファベット順で記載)**

註: このリストは完了していない、随時追記されるリストです。基本的には 2.3.項で述べられている項目をクリアしている物質、生物学的な分解度条件を満たしているすべての物質は、NATRUE に申請することによって以下の表に記載されるすることができます。

リストは別途文書 [NATRUE CRITERIA - ANNEX 3 - DERIVED NATURAL INGREDIENTS.xls].  
でごらんいただけます。

最新版を NATRUE の[ホームページ](#)よりダウンロードして下さい。



**NATRUE 基準 – 付録 4 -自然およびオーガニック化粧品に認められている防腐剤(自然同一および自然由来)**

(\*規制(EC)1223/2009 Annex V の規制事項に注意してください。)

**付録 4a:自然およびオーガニック化粧品の製造に認められている自然同一の防腐剤**

防腐剤	自然における存在例	*規制(EC)1223/2009 Annex V の参照先
安息香酸、その塩*、及びそのエチルエステル	安息香(アンソクコウノキ)内、及び水生甲虫( <i>Dytiscus sp</i> )の防御分泌物に含まれる。	1; 1a
ベンジルアルコール	ジャスミンのフラワーオイル中に最大 6%含まれる。また遊離物あるいはエステルとして多くの精油に含まれる。	34
デヒドロ酢酸及びその塩*	ソランドラマクシマ( <i>Solandra nitida</i> )、ウコンラッパバナ( <i>Solandra grandiflora</i> )の花の中に含まれる。	13
ギ酸及びそのナトリウム塩	カブトムシや他の関節動物の防御分泌物に含まれる。イラクサやモミの葉にも含まれる。	14
プロピオン酸及びその塩*	プロピオン酸発酵時に生成される。カゼイ菌( <i>Lactobacillus casei</i> )、バチルス菌( <i>Bazillus subtilis</i> )、またはプロピオニバクテリア( <i>Propionbakterium pentosaceum</i> )によって炭水化物がプロピオン酸へと転化される。	2
サリチル酸及びその塩*	シモツケソウ( <i>Filipendula ulmaria</i> )、センナ葉( <i>Cassia angustifolia</i> , <i>Cassia senna</i> )及びカモミールの花( <i>Chamomilla recutintita</i> )などに遊離酸として含まれる。	3
ソルビン酸及びその塩*	ナナカマドの種(ナナカマド、 <i>Sorbus aucuparia</i> )に含まれる。	4

\*エタノールアミン酸を除き、規制(EC)1223/2009 で許可されている通りとします。

**付録 4b:自然およびオーガニック化粧品の製造に認められている自然由来の防腐剤**

防腐剤	*規制(EC)1223/2009 Annex V の参照先
ラウロイルアルギニンエチル HCl(防腐剤)**	58
サリチル酸及びその塩	3

\*\*規制(EC)No. 1223/2009 Annex の改正版、規制(EC)No. 344/2013 に注意してください: 防腐剤以外の使用については、規制(EC)No. 1223/2009 見出し番号 197 の Annex III を参照してください。



**付録 5:**IFOAM FAMILY 基準を満たすオーガニック基準または規制、もしくは IFOAM FAMILY 基準自体に基づいて、正式に認定された認証機関または当局が承認したオーガニック原料を用いて製造された準自然物質のオーガニック成分の算出法

準自然物質の主要製造方法	オーガニック原料としてみなされる割合 (%)
加水分解、ケン化、エステル化、エステル交換	98%
水素添加、水素化分解	98%
グルコシド化	98%
硫酸化	60%
アシル化	85%
オゾン化	95%



## 付録 6: 植物性エキスや植物性水溶液における自然およびオーガニックな部分の計算の実例

略号の説明

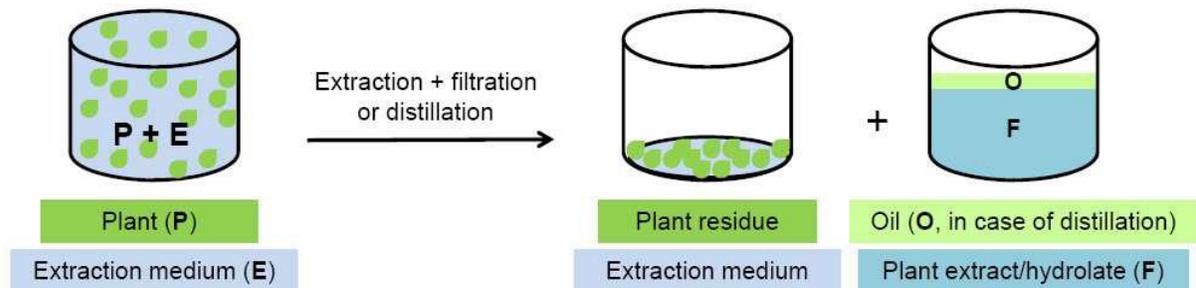
P=使用された植物(場合によってはオーガニック)の量

E=使用された溶媒あるいは蒸留に用いられた水の量

F=(抽出およびろ過後)に得られたエキスの量、および(蒸留後に得られた)蒸留液の量

O=得られたオイルの量(蒸留操作の場合)

X=エキス/蒸留液の自然もしくはオーガニックな部分のパーセンテージ (2.1.1.の項参照)



**ケース1:**オーガニックのハーブを水もしくは植物由来の溶媒(準自然原料、オーガニックではない)を用いて抽出液(エキス)あるいは蒸留液を作る場合:

抽出液/蒸留液中、オーガニックな部分が占める割合は

$X = P \div (P + E) \times 100$  すなわち X%です

蒸留液中のオイル成分(たとえば精油)は 100%ナチュラルでオーガニックです。

**ケース2a:**オーガニックのハーブを植物由来の溶媒(自然原料、オーガニックではない)を用いて抽出液を作る場合:

抽出液は 100%ナチュラルです。

そのうちオーガニックな部分が占める割合は

$X = P \div (P + E) \times 100$  すなわち X%です

**ケース2b:**オーガニックのハーブを植物由来の溶媒(自然原料、一部オーガニック)を用いて抽出液を作る場合:

抽出液は 100%ナチュラルです。

そのうちオーガニックな部分が占める割合は

$X = (P + E_{\text{オーガニック}}) \div (P + E_{\text{総量}}) \times 100$  すなわち X%です

**ケース3:**オーガニックのハーブをオーガニックの溶媒を用いて抽出液を作る場合:

抽出液は 100%オーガニックです。

抽出あるいは蒸留後の残滓物は自然原料、場合によってはオーガニックなものとしてさらに加工される。

**例 1:** calendula を植物性オイルで処理してエキスを作る場合:



P=20kg オーガニックのハーブ  
E=80kg 植物性オイル(場合によってはオーガニック)  
F=70kg ろ過後に得られたエキスの量

このエキスは 100%ナチュラルで、うち  $X=20\div(20+80)\times 100$ 、つまり 20%のオーガニック成分を含むこととなります  
使用されたオイルがオーガニックなら、このエキスは 100%オーガニックです

**例 2:** バラの花を水で蒸留する場合(最初の蒸留):

P=500kg 新鮮なバラの花(オーガニック)  
E=500kg 水  
F=500kg 得られた蒸留液の量

得られたオイル(精油)は 100%ナチュラルでオーガニックです  
蒸留液は、 $X=500\div(500+500)\times 100=50$  で、50%がオーガニックです

**例 3:** バラの花を水で蒸留する場合(最初の蒸留):

P=500kg 新鮮なバラの花(オーガニック)  
E=1000kg 水  
F=1000kg 得られた蒸留液の量

得られたオイル(精油)は 100%ナチュラルでオーガニックです  
蒸留液は、 $X=500\div(500+1000)\times 100=33.3$  で、33.3%がオーガニックです

**例 4:** ラベンダーを蒸留する場合:

P=1000kg ラベンダー(オーガニック、ほぼ乾燥しているもの)  
E=350kg 水蒸気(場合によってはオーガニック)  
F=350kg 得られた蒸留液の量

得られたオイル(精油)は 100%ナチュラルでオーガニックです  
蒸留液は、 $X=1000\div(1000+350)\times 100=74.1$  で、74.1%がオーガニックです

**例 5:** フローラルウォーターの製造(オイル(精油)は得ない)

蒸留水作成における自然成分およびオーガニック成分の計算と同様です



表 1: NATRUE認証製品の条件(カテゴリー別)

自然物質の最小必要配合量(%)と準自然物質の配合上限(%)が示されています。

	1***	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11***	12#	13
製品中の各原料の量(%)	油もしくは水を含まない洗浄およびケア製品	香水およびオーデオロン	スキンケア用乳化製品およびオレオゲル(OW型)	水を含むメイク製品	デオドラントと制汗製品	スキンケア用乳化製品およびジェル(OW型)	スキンケア製品	毛髪トリートメント製品	界面活性剤を含む洗浄製品	歯および口腔ケア製品	水を含まないメイク製品	せっけん	化粧水
自然化粧品 (Level 1)	80	60	30	10	10	10	10	3	3	2	1	1	0.1
	20	10	30	30	30	25	55	40	85	70	50	99	10
オーガニック成分を含む自然化粧品 (Level 2)	90*	60*	30*	15*	15*	15*	15*	15*	15*	15*	15*	1*	15*
	10**	10**	20**	15**	15**	20**	30**	15**	25**	15**	15**	99**	5**
オーガニック化粧品 (Level 3)	90*	60*	30*	20*	20*	20*	20*	20*	20*	20*	20*	1*	20*
	10**	10**	15**	15**	15**	15**	15**	15**	25**	15**	15**	99**	5**

- 指定された場合を除き、自然同一原料と水の配合量に指定及び制限はありません。

\* 3.2 及び3.3項に記された管理されたオーガニック農場由来の物質の含有量。

\*\* 3.2 (オーガニック成分を含む自然化粧品)または3.3(オーガニック化粧品)項のオーガニック由来の準自然物質

\*\*\*水を含まない製品は、5%までの水を配合できる

# 3.2項または3.3項の区分12の製品(固形せっけん)について、オーガニックであることの最低必須条件(\*と\*\*のように、それぞれ、70%以上または95%以上配合される)は、自然物質および準自然物質の配合量も併せて参照する。